

平成25年3月28日

## 第1回乾燥スープの日本農林規格の確認等の原案作成委員会の議事概要

### 第1 開催日時及び場所等

- 1 日 時：平成25年2月18日（月）15：35～17：15
- 2 場 所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター 大会議室  
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟7階
- 3 出席委員：委員14名中11名（栗生委員、飯塚委員、池田委員、齋藤委員、関委員、高野委員、田中委員、西山委員、淵上委員、水野委員、山根委員）が出席
- 4 委員長：高野克己
- 5 意見陳述及び傍聴を希望する者を公募したところ、意見陳述を希望する者はなく、傍聴を希望する者は4名であった。

### 第2 議事概要

#### ○乾燥スープの日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から規格調査の結果（資料7）について説明した後、当該規格の位置付け及び見直しの方向性について議論を行った。

##### （1）当該規格の位置付けについて

当該JAS規格の性格は、これまで「標準規格」として位置付けられてきたところ。当該製品の生産状況及び当該規格の利用状況を踏まえ、引き続き「標準規格」として位置付けることが適当である旨、議決した。

##### （2）当該規格の見直しの方向性について

規格調査の結果及びJAS規格の制定・見直しの基準を踏まえ、次の事項について改正の必要性について議論を行った。

①「異物」

②「食品添加物」

その結果、遵守義務のある法令等との関係を考慮し必要な整理を行うことから、①については削除すること、②については事務局の案のとおり改正することを議決した。

なお、「食品添加物」については、一部の委員から事務局の案に対する判断を保留する旨の発言があった。

### 第3 会議における主な個々の意見（要旨）

#### 1 規格の性格の明確化に関する意見

- ・ JAS規格には、乾燥コンソメ、乾燥ポタージュ、その他の乾燥スープの水分、塩分、全窒素の基準値が明確に定められており、新商品開発や製造の際に規格が利用されている。
- ・ 一定の品質を保証し、乾燥スープの定義付けをしているという意味で大きな役割を果たしている。また、第三者である登録認定機関の適正な審査を継続的に

受けることは、工場の品質管理等の向上につながっている。

- ・若年層にも人気があり、新商品の開発が多く、販売が伸びる商品と考えること、格付の状況、給食等にも使用される利用状況を、総合的に考えると、標準規格として必要と考える。

## 2 規格の改正の必要性に関する意見

- ・食品添加物の改正について反対ではないが、基準の中にCODE X等、一般消費者等にわかりにくい規定があることが課題と考える。
- ・改正後は、認定機関と認定製造業者の間でどのような添加物を使用することを認めているか開示してほしい。
- ・もう少し時間をかけて十分に議論する余地があったという印象を持っている。必要かつ最小限がどう判断されるかがわからないので、今回の改正案に対する判断は保留したいと思う。また、今回改正して、うまくいかなければ5年後戻せばよいとの考え方は無責任と考える。
- ・現在の規格に記載されている添加物については、今回の改正案においても使用できることで理解を得ていると考える。また、今回消費者への伝達に関する事項が追加されたことにより、事業者の説明責任が増大すると考える。それを考慮すると、これまで使用してきた添加物は従来どおりで説明できるが、それ以外については難しく、簡単に追加はできないと考える。

以上

(事務局作成)